

場合には十二月末」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の修正合算番号単価」を「前項の規定により読み替えて適用する第一項の修正合算番号単価」に、「改正合算番号単価」を「第一項の修正合算番号単価」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 前項の規定に基づいて番号単価を修正する場合において、最終算定期が算定対象年度の九月以前又は三月以降となる見込まれるときは、同項中「一 吟囉囉囉囉囉」とあるのは、「一 吟囉囉囉囉囉(武談辯)」とする。
第四條第二項中「前條第二項」を「前條第三項」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

○法務省告示第二百六十二号

不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第三十六條第一項第二号及び第二項第二号並びに第九十三條第五項第二号(これらの規定を同令及び他の省令において準用する場合を含む。)並びに第二百三十八條第五項第二号、抵当証券法施行細則(昭和六年司法省令第二十二号)第二十二條第一項第二号、鈔書賠償登録規則(昭和三十年法務省令第四十七号)第十一條第五項第二号及び第二十二條第二号、船舶登記規則(平成十七年法務省令第二十七号)第二十一條第一項第二号及び第四十五條第五項第二号、農業用動産抵当登記規則(平成十七年法務省令第二十九号)第三十六條第五項第二号並びに建設機械登記規則(平成十七年法務省令第三十号)第三十一條第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。
平成二十六年六月六日

登記所

法務大臣 谷垣 禎一
指定の効力が生ずる日
平成二十六年六月十六日

法務省令(平成二十三年法務省令第二号)の規定によりその商業登記の事務(水戸地方支庁に属する事務に限る。)が水戸地方支庁において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があつた場合の水戸地方支庁局長

附則

この告示は、平成二十六年六月六日から施行する。

○厚生労働省告示第二百五十三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域(平成十六年厚生労働省告示第三百四十号)の一部を次のように改正する。
平成二十六年六月六日

厚生労働大臣 田村 憲久

「アメリカ合衆国(カリフォルニア州、アラバマ州、ニュージャージー州及びメリーランド州を除く。)」を「アメリカ合衆国(カリフォルニア州、アラバマ州、ニュージャージー州及びメリーランド州を除く。)」を「アメリカ合衆国(カリフォルニア州、アラバマ州、ニュージャージー州及びメリーランド州を除く。)」に改める。

○厚生労働省告示第二百五十四号

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二十三條の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三條の二第二項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器(平成十七年厚生労働省告示第百二十二号)の一部を次のように改正する。
平成二十六年六月六日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表百七の項中「T七三三二」を「C一〇一〇一」に、「器具材料」を「器具材料等」に改め、同表百八の項中「T七三三四」を「C一〇一〇一」に、「器具材料」を「器具材料等」に改め、同表百九の項中「T七三三三」を「C一〇一〇一」に改め、同表百十の項中「T七三三八」を「C一〇一〇一」に改める。

○厚生労働省告示第二百五十五号

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四條第五項第四号の規定に基づき、薬事法第四條第五項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品を次のように定め、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百三十三号)の施行の日(平成二十六年六月十二日)から適用する。
平成二十六年六月六日

厚生労働大臣 田村 憲久

薬事法第四條第五項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品
薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四條第五項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次の各号に掲げる医薬品とする。
一 薬事法第四條第五項第四号イ又はロに掲げる医薬品であつて、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤

- (1) 赤ブドウ葉乾燥エキス混合物
- (2) アシタザノラスト
- (3) アルミノプロフェン
- (4) イコサペント酸エチル
- (5) イブプロフェン(一日量中イブプロフェン〇・六g以上を含有するものに限り。)

○農林水産省告示第六号

環境省告示第六号
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第九十七号)第四條第一項の規定に基づき、平成二十六年五月二十九日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八條の規定に基づき告示する。
平成二十六年六月六日

農林水産大臣 林 芳正
環境大臣 石原 伸晃

承認番号	承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	承認を受けた第一種使用規程
14-46P-0004	バイオエル クロツサナイエンス株式会社 代表取締役社長 ハーラルト・フロッツ 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法 遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容 除草剤ツルホソナーナ耐性タイズ(pat. C/Inve max (L.) Merr./A2704-12. OECD UI: ACS-GM005-3)
		所在地:茨城県筑西市向上野1500番地41 名称:バイオエル クロツサナイエンス株式会社 分野:農業用 隔離ほ場 使用期間:承認日から平成29年3月31日まで 1 隔離ほ場の施設 (1) 部外者の立ち入りを防止するため、隔離ほ場を取り囲むようにフェンスを設置している。 (2) 隔離ほ場であること、部外者は立ち禁止であること及び管理責任者の氏名を明示した標識を見やすい所に掲げている。